

諮問番号：平成28年度諮問第36号

答申番号：平成29年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当額改定処分）は、違法、不当である。

- (1) ゲームに対する依存が異常に強く、日常、常にやっている状態で、夜間の睡眠障害が小児期からあり、深夜まで入眠しないため、毎朝、何度も声かけして起こしている。
- (2) 生活全般において時間の管理が全く出来ず、忘れ物もひどい状況で、常に声かけ、確認が必要で、ほぼ毎日遅刻している。
- (3) 他人からの声かけには興味、関心がないため、内容理解が難しく、聞いてもすぐに忘れてしまうことがしばしばある。
- (4) 生活全般等について注意をするたびに、すぐに興奮して母や弟、物などに当たり暴れ出し、日々の生活の乱れがひどく、暴れる頻度が頻繁である。
- (5) 喜びや興味又は達成したことなどを人と分かち合うことを自発的に求めることができず、社会的又は情緒的な相互性がないことから、相互的な社会関係の質的障害は乏しい。また、ゲームに没頭して気持ちが切り替えられないことや同じパターンで行動しないと落ち着かないことから、限定した常同的で反復的な関心と行動についても乏しい。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、その原因、諸症状、治療及びその症状の経過、具体的な日常生活状況等により総合的に認定することとされ、このように障害の認定が同診断書に基づき行うこととされている趣旨は、医学的・専門的見地から手当認定対象児童を診断し、障害の認定の適正性を確保するためであるところ、審査請求人が主張するゲーム依存や睡眠障害については、同診断書に既に記載されており、それらを含め同診断書を総合的に判断して、発達障害の特別児童扶養手当障害程度認定基準（認定基準）に定める状態にはない。
- (2) 同診断書では、日常生活能力の程度は全て自立（身辺自立）とされ、仮に

常に声かけが必要としても、一部介助と評価される程度のものであって、原処分の判断に影響を及ぼすものではない。

- (3) 同診断書にも、他人の意図の理解が困難であるため、状況判断が不十分と記載されており、審査請求人の主張を含め総合的に判断して、原処分を行っている。
- (4) 同診断書にも、母が注意すると、意に沿わない時は、母を殴る等の暴力ありと記載されており、審査請求人の主張を含め総合的に判断して、原処分を行っている。
- (5) 同診断書では、相互的な社会関係の質的障害及び限定した常同的で反復的な関心についていずれも軽度とされ、同診断書を総合的に判断すると、発達障害の認定基準に定める状態にはない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。
- 2 審査請求人は、対象児童に係る個別の事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張している。

しかしながら、そうした事情のうち、ゲームへの依存が強く、深夜まで入眠しないこと、他人からの声かけに興味・関心がなく、内容理解が難しいこと及び注意のたびに興奮し暴行があることについては、いずれも同診断書に記載された内容か、相応のものといえ、原処分は、こうした同診断書の記載内容に基づき、嘱託医師の審査判定も得て、総合的に判断した上で行われているから、これを違法、不当とする余地はない。

また、生活全般で時間の管理ができず、忘れ物もひどく、常に声かけ・確認が必要なことについては、同診断書には何ら記載のないものであり、障害の程度の認定が同診断書の記載内容によって行われるものである以上、それに記載のないものへの考慮がなされていないことをもって、原処分を違法、不当ということとはできない。

さらに、相互的な社会関係の質的障害及び限定した常同的で反復的な関心と行動は、いずれも「乏しい」と評価されるべきであることについては、発達障害関連症状をいずれも「軽度」と評価する同診断書の記載内容よりも、対象児童の障害の程度が重いと主張にほかならないが、障害の程度の認定が同診断書の記載内容によって行われるものである以上、それによる裏付けもなく、障害の程度をより重く認定することはできないのであって、結局、発達障害関連症状がいずれも「軽度」とであるとの同診断書の記載内容によって行われた原処分を違法、不当とする余地はない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年3月23日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月28日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害による障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで、同診断書をみると、「他人の言葉の意図を把握したり、状況判断が十分にできない。」として、精神医学的総合判定が障害等級の2級に相当するとされる「中度」と評価されているが、発達障害関連症状は、「不注意、衝動性」があるとしつつも、いずれも「軽度」とされ、問題行動及び習癖は、「興奮」、「暴行」、「衝動性」及び「不注意」がみられるものの、日常生活能力の程度は、「身辺自立」とされ、要注意度も「随時一応の注意が必要」とされるにとどまっている。

こうした同診断書に記載された事実関係からすると、精神の障害に係る認定基準に照らし、総合的にみた場合に、対象児童を障害非該当とした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められないし、審理員の審理手続も適正なものと認められ、これを踏まえて本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美